

西彼杵地域半島振興計画（案）

令和●年●月

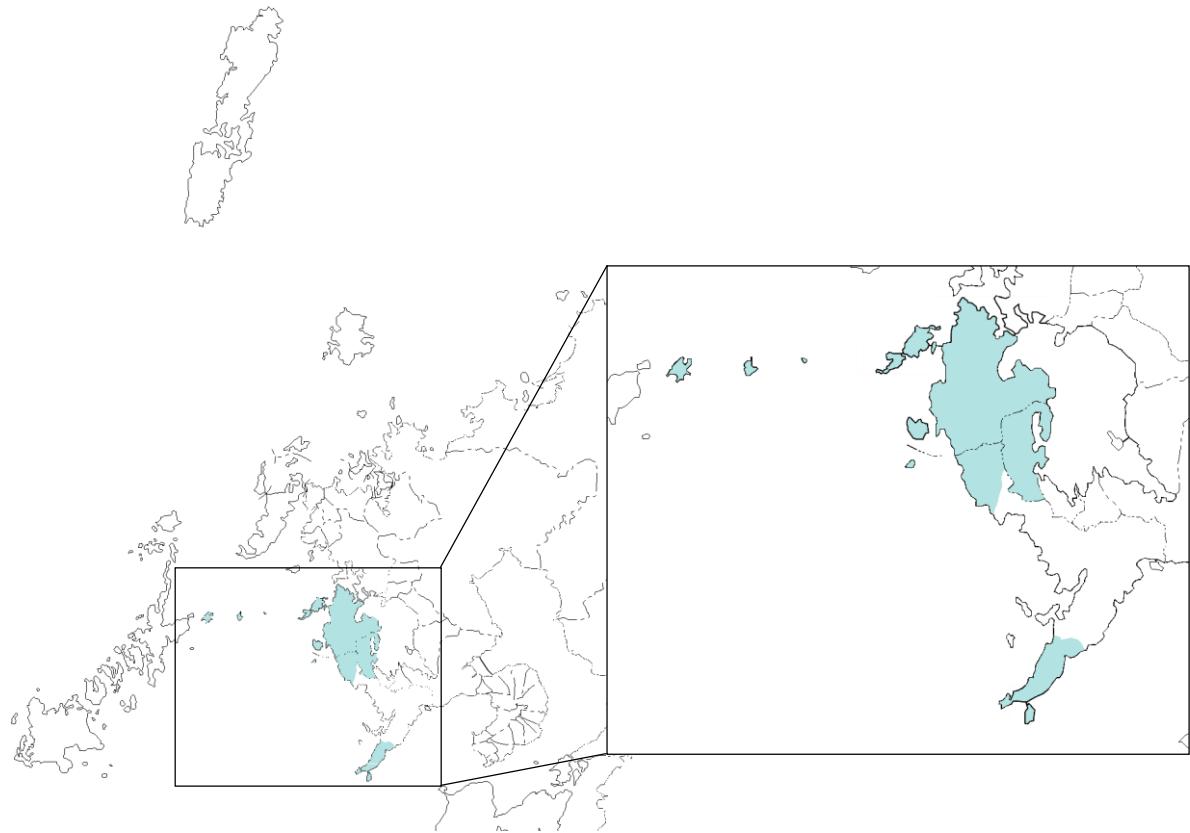
長崎県

－ 目 次 －

第1	基本の方針	1
1.	地域の概況	1
2.	現状及び課題	2
(1)	地域の現状	2
(2)	地域の課題	8
3.	振興の基本的方向及び重点とする施策	13
(1)	基本的方向	13
(2)	計画期間	13
(3)	数値目標	13
(4)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(5)	重点施策	13
第2	振興計画	16
1.	交通通信の確保	16
(1)	交通通信の確保の方針	16
(2)	交通施設の整備	16
(3)	地域における公共交通の確保	17
(4)	情報通信関連施設の整備	17
2.	産業の振興及び観光の振興	17
(1)	産業の振興及び観光の振興の方針	17
(2)	農林水産業の振興	19
(3)	商工業・環境エネルギー産業の振興	20
(4)	観光の振興	21
3.	就業の促進	22
(1)	就業の促進の方針	22
(2)	就業促進対策	22
4.	水資源の開発及び利用	22
(1)	水資源の開発及び利用の方針	22
(2)	水資源確保対策	22
(3)	水資源の利用	22
5.	生活環境の整備に関する事項	23
(1)	生活環境の整備の方針	23
(2)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	23
(3)	公園等の整備の推進	23
(4)	住宅関連対策	23
(5)	生活サービスの持続的な提供	23
(6)	その他の整備	24
6.	医療の確保等	24
(1)	医療の確保の方針	24
(2)	医療の確保を図るための対策	24
7.	介護サービス及び障害福祉サービス等の確保	24
(1)	介護サービス及び障害福祉サービスの確保の方針	24
(2)	介護サービスの確保を図るための対策	25
(3)	障害福祉サービスの確保を図るための対策	25
8.	高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進	25
(1)	高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進の方針	25
(2)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	25
(3)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	25
9.	教育及び文化の振興	26
(1)	教育及び文化の振興の方針	26
(2)	地域振興に資する多様な人材の育成	26
(3)	教育・文化施設等の整備	26
(4)	地域文化の振興	27
10.	自然環境の保全及び再生に関する事項	27
(1)	自然環境の保全及び再生の方針	27
(2)	自然環境の保全及び再生を図るための対策	28

1 1.	再生可能エネルギーの利用の推進	28
(1)	再生可能エネルギーの利用の推進の方針	28
(2)	再生可能エネルギーの利用の推進を図るための対策	28
1 2.	地域間交流の促進	28
(1)	地域間交流の促進の方針	28
(2)	地域間交流の促進のための方策	29
1 3.	移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等に関する事項	29
(1)	移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等に関する方針	29
(2)	移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等を図るための対策	29
1 4.	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する事項	30
(1)	災害防除の方針	30
(2)	災害防除のための国土保全施設等の整備	30
(3)	防災体制の強化	30
(4)	その他の半島防災のための方策	30
1 5.	その他半島振興に必要な事項	31
(1)	感染症が発生した場合等における住民生活の安定に関する方策	31
(2)	生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮	31

西彼杵地域位置図



西彼杵地域の構成市町

市町名	面積 (km ²)	人口 (人)
長崎市	156.92	28,168
西海市	241.98	24,973
計 2 市	398.90	53,141
長崎県	4,131.21	1,248,187

(注) 長崎市は、旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域に限る。

(出典) 人口：住民基本台帳人口 令和7年1月1日現在

面積：全国都道府県市区町村別面積調 令和7年4月1日現在

(長崎市は旧町合併時の面積)

第1 基本の方針

1. 地域の概況

本地域は、県本土の西南部に位置し、面積は 398.90 km²で県土の 9.7%を占め、令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口は 53,141 人で県全体の 4.3%を占めている。

地域は、本来は一つの半島であるが、一つの基部半島である長崎火山地域を介し、それに連なる二つの枝半島である西彼杵半島及び長崎半島から構成されている。

地勢は、両半島とも海拔 500m 内外の隆起準平原の山地であり、幅が狭いため大きな河川はなく海岸線が複雑多岐で、西彼杵半島県立公園、大村湾県立公園、野母崎半島県立公園を有し、西海市崎戸町平島の一部は西海国立公園に指定されるなど、優れた自然景観を有している。

地質的には、古生層の変成岩（結晶片岩）からなり、砂質土で急傾斜地が多い。

気候は、対馬暖流の影響を受け温暖で、年間の平均降水量は 2,200mm 前後である。特に長崎半島の南部は、海洋性の気候の影響から亜熱帯性の樹林が自生している。

歴史的には、中世には石鍋製作が盛んで、国指定史跡「ホゲット石鍋製作遺跡」をはじめとして、当時の石鍋製作の工程を伝える遺跡が数多く点在している。また、中近世における南蛮貿易の歴史を今日に伝える横瀬浦の県指定史跡「南蛮船来航の地」や「中浦ジュリアン出生の地」などがあり、近代においては世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として、フランス人宣教師であるド・ロ神父が主に外海地区で行った布教活動や慈善事業にまつわる「外海の出津集落」・「外海の大野集落」などがある。このように、この地域には後世に伝えるべき貴重な歴史文化遺産を数多く残している。

本地域を構成する市町村は、平成 17 年から平成 18 年に行われた市町村合併により 9 町から 2 市（長崎市は旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域のみ）となっている。

図表1 市町村合併の経過

H17.1.3まで	H17.1.4	H17.4.1	H18.1.4	
(長崎市)※1	長崎市※2	長崎市※2	長崎市※3	
野母崎町				
三和町				
外海町				
琴海町	琴海町	琴海町		
西彼町	西彼町	西海市		
西海町	西海町			
大島町	大島町			
崎戸町	崎戸町			
大瀬戸町	大瀬戸町			

※1：合併前の長崎市は半島地域外

※2：合併前の旧野母崎町、旧三和町、旧外海町の区域のみ

※3：合併前の旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域のみ

2. 現状及び課題

(1) 地域の現状

①人口の動向

本地域の人口は昭和 30 年には 128,588 人を数えたが、炭鉱の閉山や雇用の場の減少などにより人口の流出が続き、令和 7 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 53,141 人となっている。従来長崎市のベッドタウンとして人口増加の傾向にあった長崎市三和地区（旧三和町）、琴海地区（旧琴海町）についても、それぞれ平成 7 年、平成 12 年以降減少に転じており、半島全域で人口が減少している。令和 2 年国勢調査以後の 4 年間での減少率は 4.5% で今後も減少が見込まれている。

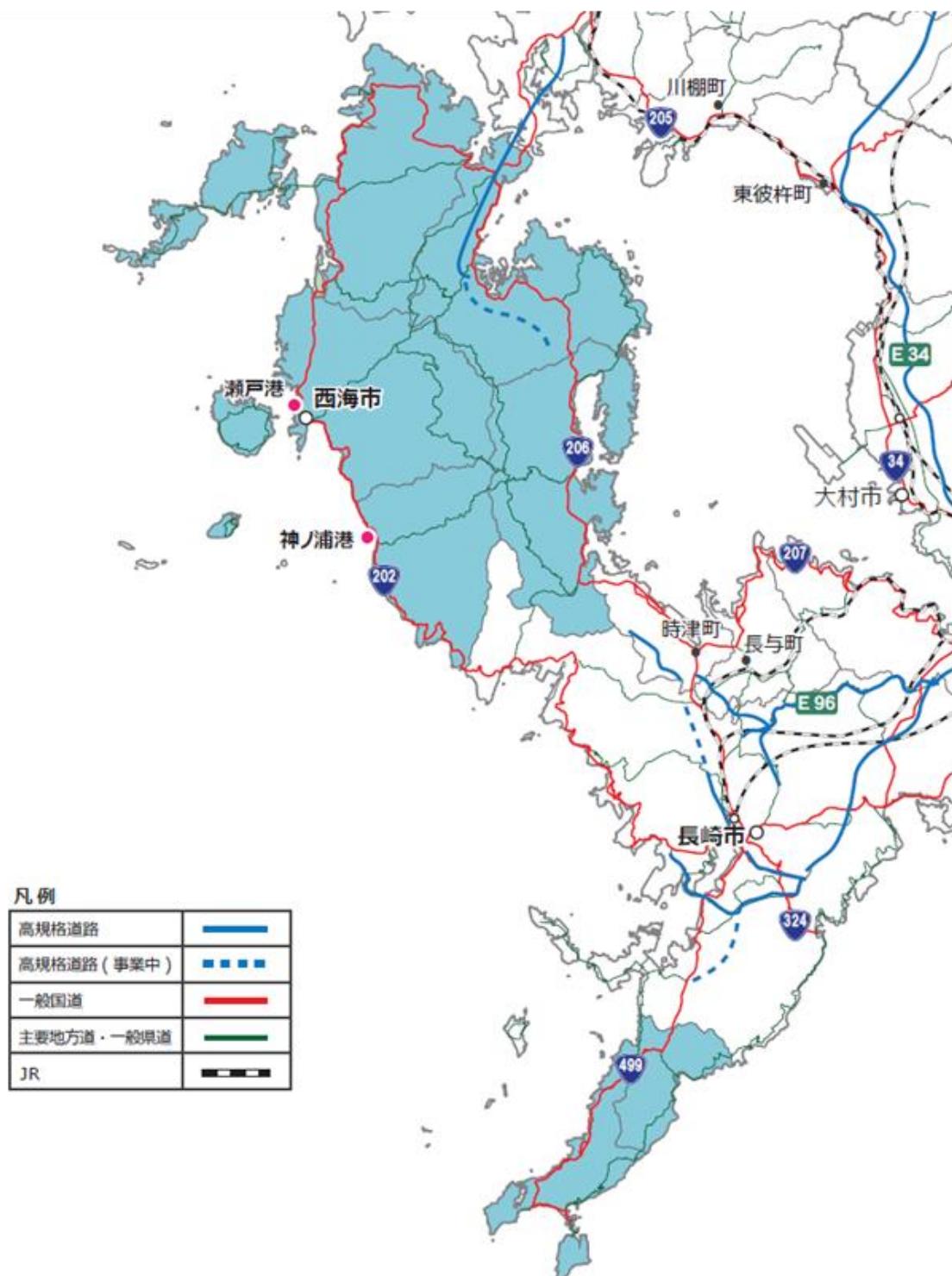
また、本地域は就業の場が少なく、今なお、若年層の流出が続いている、高齢化率は平成 26 年の 34.3% から令和 6 年には 42.4% にまで達し、県平均の 34.5% を超えて急速に高齢化が進んでいる。

②交通通信施設の現状

地域内の主な道路として、西彼杵半島地区では、東側に国道 206 号、西側に国道 202 号が南北に延びており、長崎市と佐世保市を結んでいる。これら国道に加え、両市を結び西彼杵半島を縦断する高規格道路「西彼杵道路」は、一部区間で供用されているものの、未整備区間も残されている。さらに、地域内の交通を補完する県道が、西彼杵半島地区を縦断・横断している。長崎半島地区では西側に国道 499 号、東側に主要地方道野母崎宿線が南北に延びており、野母崎と長崎市中心部を結んでいる。野母崎宿線は、複雑な海岸線と山岳丘陵地を通過し、急カーブや幅員が狭い区間が多い。

港湾は、瀬戸港（西海市大瀬戸地区）、神ノ浦港（長崎市外海地区）など地方港湾 15 港があり、離島及び沿岸航路の海上輸送の拠点として、物資の安定供給など地域経済の振興を図る重要な役割を担っている。

図表2 主要交通路



③産業の現状

本地域の令和2年の産業別就業人口は、第一次産業 2,821 人、10.8%（平成 27 年比△617 人、△17.9%）、第二次産業 7,073 人、27.2%（同△544 人、△7.1%）、第三次産業 15,524 人、59.6%（同△700 人、△4.3%）となっており、特に一次産業が大きく減少している。

かつては産炭地を抱えて鉱業の比率も高かったが、エネルギー革命により次々と閉山に追い込まれ、地域経済に大きな影響を及ぼした。

なお、西海市大瀬戸町松島に電源開発（株）松島発電所、西海市大島町に（株）大島造船所、西海市崎戸町にはダイヤソルト（株）が立地しており、地域の基幹産業となっている。

港湾は、脇岬港（長崎市野母崎地区）、神ノ浦港（長崎市外海地区）など地方港湾 15 港があり、離島及び沿岸航路の海上輸送の拠点として、物資の安定供給など地域経済の振興を図る重要な役割を担っている。

農業は、養豚や肉用牛などの畜産、みかん、びわなどの果実、いちごやアスパラガスなどの野菜などが主体であり、令和2年の総農家数に対する主業経営体数は 14.4%（県全体 19.5%）である。

本地域は、大村湾沿岸など温暖な気候に恵まれているものの、大部分が中山間地域で、地形が急傾斜であることなどから農地の基盤整備が遅れており、荒廃農地も多く農地の流動化も困難である。全国有数のみかん、びわの産地であるとともに、果樹、野菜、畜産など複合経営を主体に、都市近郊型の多彩な集約農業が行われており、農産物直売所も数多く開設されている。

林業は、戦後造林された人工林を中心に、本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用と、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図るための適切な森林整備が必要となっており、年輪幅の詰まった良質なヒノキが生産されているが、いまだ手入れが十分に行われていない森林もあり、森林の多面的機能の低下が危惧されている。また、農山村の過疎化・高齢化に加え、採算性が悪化した状態が長期間続き、林業経営への関心の低下が顕著で相続手続きも停滞していることなど複合的な要因により放置森林が増加している。

水産業は、西彼杵地域、橘湾地域の一部及び大村湾地域にまたがり、西彼杵地域ではアジ・サバを主とした中小型まき網、マグロ・タイ類を中心とした魚類養殖を中心に、小型定置網、刺網、延縄、採貝藻漁業などが営まれている。大村湾地域では、ナマコ、エビ類を中心とした小型底引網、真珠・カキを中心とした貝類養殖を中心に、刺網、小型定置網、採貝藻漁業などが営まれている。橘湾地域では、エビ類・ヒラメを中心とした小型底びき網、トラフグ・マダイを中心とした魚類養殖及びカキ養殖を中心に刺網、定置網、延縄漁業などが営まれている。

経営規模は、5トン内外の小型漁船による中小経営体が中心である。また、漁業就業者数は減少し、高齢化の傾向にある。

地域における商業については、令和3年の商店数は、781 店舗、従業者数 6,576 人、年間商品販売額 1,734 億円で、県全体に対する割合はそれぞれ 5.7%、7.0%、6.4% となっている。

1 商店あたりの商品販売額は 2 億 2,212 万円で、県平均（1 億 9,731 万円）と同規模である。

地域における製造業は、令和6年において事業所数（従業者4人以上の事業所、以下同様）140、従業者数6,468人、製造品出荷額は2,513億9,850万円で、それぞれ県全体の8.5%、11.8%、13.6%となっている。

1事業所あたりの出荷額は17億9,570万円で、大島造船所などの大企業が立地していることから県平均（11億2,499万円）を上回っている。

大島造船所を中心とした造船関連のほか、製塩所などが地域経済を支えている。

観光は、農業、水産業と並ぶ基幹的産業である。近年、長崎、佐世保など都市部との近接性を生かし、従来からの農水産物直売所に加え、飲食及び農業・漁業の体験の機会を提供するなど、地域資源の価値や魅力を活用した取組も進められている。

④水資源の現状

本地域は、大きな山がないなどの地形的要因により地下水に乏しいことから、水資源の多くを河川表流水に依存していたが、水道施設の統合を行い、ダムからの取水が主な水源となったことにより安定供給が可能となった。

⑤生活環境の現状

本地域では、令和7年3月31日現在における汚水処理人口普及率は90.2%と、県平均（84.8%）は上回っているが、全国平均（93.7%）を下回っている状況にある。

県立都市公園については、針尾瀬戸の両岸に整備された総合公園の西海橋公園があり、長崎市外海地区、西海市大瀬戸町にまたがる地域には、豊かな自然環境を活用した県民の森が整備されており、地域住民のスポーツ、レクリエーションの場、憩いの場として活用されている。

公営住宅については、定住化を促進するため、地域の実情を考慮した計画的な整備に取り組んでいるところであるが、老朽化の進行や高齢者に配慮した施設整備が遅れているなど、現在の住民ニーズに対応しきれていないのが実情である。

常備消防は、長崎市消防局、佐世保市消防局により業務が行われている（事務委託を含む）。非常備消防である消防団については、緊急時に必要不可欠な機動力となっているものの、若年層の流出により団員の確保が難しくなっており、団員の高齢化も進行している。また、防災行政無線施設に関しては、地域住民に防災情報などを伝える重要な施設であるものの、地域によっては難聴地域が存在するなどの状況にあるため、改善が求められている。

⑥医療の現状

医療については、令和5年10月1日現在で病院2施設、一般診療所23施設、歯科診療所9施設があり、病院と一般診療所を合わせた病床数は360床となっている。（長崎市を除く）各施設数、病床数を人口10万人あたりで県平均と比較すると、病院数では、県平均11.5に対し8.1、一般診療所数では、県平均104.0に対し93.1、歯科診療所数では、県平均54.3に対し36.4、病床数では、県平均2,199.3

に対し 1,457.5 となっており、全ての項目で県平均を下回っている。

⑦福祉、介護サービス、障害福祉サービスの現状

本地域では、若年層の人口流出や少子化などの影響により高齢化が深刻化しており、令和6年10月1日現在における高齢化率は42.4%と、県平均の34.5%を上回る状況にある。また、高齢者福祉施設については、令和7年4月1日現在、養護老人ホーム4施設、特別養護老人ホーム8施設があり、地域における高齢者福祉の一翼を担っている。

本県では、65歳以上の人口がすでに減少に転じたものの、85歳以上の人口は、2040（令和22）年にかけて増加が見込まれることから、寝たきりや認知症といった要介護老人は今後も増加するものと予測されており、各産業で担い手不足が深刻化する中、介護現場を支える介護人材を確保していくことが喫緊の課題となっている。

生産年齢人口の減少や高齢化の進展に対応できる地域づくりを目指して、地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される体制）の充実を図っていく必要がある。

障害福祉サービスについては、令和6年4月1日現在で、120施設があり、全体的に障害福祉施設が少ない地域である。

地域において、障害者のニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、サービスの充実及び質の向上を図っていく必要がある。

また、少子化の進行などに伴い、本地域における児童数は減少の一途をたどっている。令和6年10月1日現在における年少人口比率は9.5%で、県平均の11.8%を下回る状況にある。また、児童福祉施設の中心となる保育所については、令和7年4月1日現在19施設が設置されている。

⑧教育・文化の現状

学校については、小学校22校、中学校11校、県立高校4校が設置されている。また、児童生徒数は減少傾向にあり、一部の学校では複式学級を実施している。

社会教育施設については、図書館2施設、公民館15施設などが、スポーツ施設については、体育館13施設などが整備されており、地域住民の生涯学習活動、スポーツ活動などの場として活用されている。

文化施設については、文化センター等7施設などが整備され、地域住民による活発な芸術・文化活動が行われている。

また、本地域は、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である外海の出津集落・大野集落など禁教期には多くの潜伏キリシタンがいたことを示す遺産のほか、明治期に栄え、世界遺産に登録されている高島炭鉱や端島炭鉱など、日本の近代化を支えた複数の主要な炭坑が存在し、各地に往時を偲ばせる遺産が数多く残されている。また、古より伝わる貴重な伝統芸能や伝統行事なども数多く有り、これらの保存・継承に努めている。

⑨自然環境の保全及び再生の現状

本地域は、ウミガメの産卵する砂浜や希少野生動植物の生育する湿地などを有し、特異な景観を持つ海岸や良好な自然が残る丘陵地は、野母崎半島県立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園に指定

されている。また、国指定天然記念物「七釜鍾乳洞」など多くの天然記念物も有している。

これら自然環境は、地域住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとともに、観光振興をはじめとする地域の活性化に必要不可欠な資源となっている。

一方、閉鎖性水域である大村湾は汚濁が蓄積しやすいため、関係機関が連携して、生活排水や工場排水などからの流入負荷の抑制に取り組んでいる。

また、海岸漂着物の処理等は、高齢化や人口減少が進展している中、多様な主体の連携を図りつつ、対策を講じていくことが重要である。

⑩再生可能エネルギー利用の推進の現状

県の間接補助事業による市民、事業者への太陽光発電設備等の補助事業を活用している。

西海市では、再エネ海域利用法に基づき、発電事業者や地域の関係者と合意形成を図りながら、洋上風力発電事業が進められている。

⑪地域間交流の現状

価値観の多様化などに伴い、都市部の住民を中心に“ゆとり”や“安らぎ”を求めて、農山漁村に対する関心が高くなっていることから、豊かな自然環境や、安らぎのある田園風景などを有する半島地域への需要は高まっている。そのため、農山漁村に来訪者を受け入れ、新鮮な農林水産物を販売し、飲食及び農業・漁業の体験の機会を提供するなど、地域資源の価値や魅力を活用した取組を推進し、他地域との交流促進及び関係人口の創出・拡大を図っている。

⑫移住、定住及び二地域居住の促進、人材育成等の現状

地方への関心の高まりや働き方の変化などを背景に、半島地域においても魅力のある資源を活かしながら、移住支援制度や空き家の活用などを通じた移住者の受け入れを徐々に進め、移住・定住の促進を図っている。

また、テレワークやワーケーションなど多様な働き方の進展、二地域居住についての関心も高まっており、都市部企業のワーケーションの受入やデジタルノマド誘致などにより、関係人口の創出・拡大に取り組んでいる。

移住・定住や二地域居住等の促進、関係人口の幅広い活用等により、地域の振興に寄与する人材の確保・育成などに取り組み、移住者数の拡大、若者定着、地域社会の担い手確保を図っている。

⑬国土保全施設・半島防災対策等の現状

本地域は、西彼杵、長崎両半島ともに古生層の変成岩（結晶片岩）から成り、地域の大部分が急傾斜地であることから、土砂災害警戒区域等が多く、土地利用でも制約を受けている。

地域内には、土砂災害警戒区域等（土石流、地すべり、急傾斜）、ため池、山地災害危険地区などの規制や警戒すべき個所が多くあるため、所要の防災施設の整備が進められている。

国道202号及び国道206号では、冠水や道路崩壊など災害による通行規制が発生している。災害時に

代替路として期待される高規格道路の西彼杵道路は、一部区間で供用が開始されているものの、未整備の区間も依然として残されている。また、国道499号及び主要地方道野母崎宿線においても、冠水や崖崩れなどの災害による通行規制が発生している。

⑭感染症対策の現状

県では「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症の発生及びまん延に平時から備えることができるよう、関係機関と連携しながら対策の充実を図っている。

⑮集落対策の現状

過疎化が進む地域では、インフラの老朽化、生活交通の不便さ、医療・福祉サービスの低下などから、日々の生活に必要な機能を維持するのが厳しい状況にあることに加え、人口減少などにより地域活動の担い手が不足している状況にある。

(2) 地域の課題

本地域は、炭鉱閉山などによる激しい過疎化を経験し、今なお、雇用の場の少なさなどから若年層の流出が続き、高齢化が急速に進んでいる。地域の活力を維持・発展させていくためには、産業振興による雇用の場の確保や所得水準の向上による若者の定住対策、都市部との交流人口・関係人口の創出・拡大を図る必要がある。

本地域は、県内の二大都市である長崎市及び佐世保市に隣接しているという比較的恵まれた地理的条件にあるものの、全般的には交通基盤の整備が遅れている。周辺都市との交流を促進し、産業や観光の振興を図るためにには、長崎市と佐世保市への移動の時間短縮が重要な課題となっている。また、北部の西彼杵半島地区と南部の長崎半島地区間の距離が離れており移動に長時間を要することが、広域的な施策の推進に支障を来している。地域内各地の観光地を結ぶ観光ルートを構築するためには、地域間の連携を強化する道路ネットワークの整備が不可欠である。さらに、沿岸離島と本土とを結ぶ航路の確保・維持・改善を進める必要がある。

さらに、産業の振興や地域の情報発信を進めるための重要な基盤である情報通信施設についても、5Gなど携帯電話通信網の更なる高速化や大容量化に向けた整備促進や衛星通信の無線通信などの活用により、デジタル化やDXを推進して行く必要がある。

産業については、地域の経済的基盤となっている農業、水産業、観光の一層の発展を図るとともに、企業立地の推進、既存企業の育成強化を進める必要がある。

また、若者を中心とした人口減少対策が課題となる中、若者を始め、幅広い世代に魅力的な企業誘致の推進が必要である。

農業については、都市近郊という立地を生かすため、野菜、花き等の高品質化や団地化を図る必要がある。また、畠、樹園地の基盤整備やかんがい施設整備、水田の基盤整備などの中山間地域の総合的な整備を推進しつつ、複合経営を主体に安定した農業経営を進める必要がある。

さらに、農業就業者についても減少傾向にあり、高齢化が進む中、その担い手の確保・育成対策が課題であるとともに、農業集落排水施設の整備など生活環境の整備に努める必要がある。

また、農作物や家畜に対する有害鳥獣による被害は、農家の営農意欲を低下させるだけでなく、耕作放棄地の増加など地域の活力低下にもつながることが懸念される。特にイノシシによる農作物被害は防護対策が進んでいない地域では被害が拡大している。

林業については、スギ・ヒノキの人工林は資源として利用可能な時期を迎えており、早くから搬出間伐を積極的に取り組んだ地域では、間伐が必要な林分が減少している。

また、林業就業者の高齢化による離職や新規就業者の不足により、生産性の向上が必要となっている。さらに林業就業者としての経験や技術の取得に長時間を要することも課題である。

水産業は、比較的漁場に恵まれているものの、藻場の減少が深刻化しており、資源管理型漁業を推進するとともに、漁場の整備開発や藻場の再生など、漁場環境の保全を行う必要がある。

また、漁業就業者の減少と高齢化が大きな課題であり、漁村における生産活動の停滞を招いているため、新規就業者の確保・育成を図る必要がある。

環境面では、閉鎖性水域で水深の浅い大村湾において、海水交換率が低いこともあり、周辺都市部の開発等に伴った富栄養化による、赤潮や貧酸素水塊の発生等により漁業生産に悪影響を及ぼしており、漁場環境の保全対策が課題となっている。

商業については、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進行による消費者行動の広域化とコードサイド型大型店舗の進出等により、地元商店街の空洞化が大きな問題となっている。

工業については、造船などで培った技術力を生かして、造船をはじめ、海洋エネルギー関連などの成長産業への参入促進やサプライチェーンの構築・強化を図ることが必要である。

また、地域の強みを活かした戦略的な企業誘致活動を実施するとともに、県内企業の事業拡大に繋がる発注や連携を促進し、県内経済の活性化と雇用の拡大が必要である。

観光については、3つの県立公園を有する自然に恵まれた地域であり、周辺都市からの行楽の場となっているが観光客の集客はあまり進んでおらず、観光客の伸び悩み傾向を打破するため、観光客の志向の変化に対応する新たな観光資源の開発と、施設の整備やサービス機能の向上などが必要である。

また、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産がある外海地区と「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」の構成資産である端島炭坑（軍艦島）を望む野母崎地区では、来訪者に対する受入態勢の充実が課題である。

本地域は、県観光の中核的存在として豊富な観光資源を持つ長崎市及び佐世保市と隣接していることから、域内の観光資源の整備、再発見を進め、観光ルートを構築していくことで、これら両地域からの観光客の誘引を進めていく必要がある。また、農林水産業とも連携し、地域資源の価値や魅力を活用した取組を進め、都市との交流人口を拡大する必要がある。

就業については、有効求人倍率は全国平均を下回っているが、長期間継続して1倍を超えていたり、人手不足が深刻化している。

水資源については、神浦ダム、雪浦ダムから長崎市内（半島地域外の地域）への送水が可能な状況にあり、安定給水が確立されている。

生活環境については、定住化の促進を図るため、快適で魅力ある生活環境の整備を推進する必要がある。そのため、下水道施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図るとともに、災害や犯罪から住民の生命・財産を守る体制を確立し、安心、安全に生活できるまちづくりを図ることが必要である。

医療については、救急医療体制を引き続き確保することが必要であり、また、地域には医師数の少ない診療科目もあることから、医療機関の連携により適切な医療提供体制を構築する必要がある。

県では「地域医療構想」を策定し、医療機関の機能分化・連携に向けた取組を進めており、高齢化の進行に伴う医療需要の変化に対応した効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが課題である。

介護ニーズが高い85歳以上人口は2040（令和22）年にかけて今後も増加することが見込まれているが、一方で本県の生産年齢人口は急減することが見込まれており、限られた人材で介護サービスを維持していくことがさらに重要になっている。

介護保険制度を安定的に運営していくためには、介護保険サービスを必要とする高齢者等を適切に認定し、利用者にとって過不足のないサービスが提供されるよう介護給付の適正化に取り組むことが重要である。

障害福祉サービスについては、障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けることが必要であり、各地域の実情やニーズに応じたサービスの確保が重要である。

85歳以上人口及び高齢者単独世帯の増加に伴い、医療・介護ニーズを有する高齢者や認知症の人、生活支援や住まいの支援を要する世帯の増加が見込まれている。各市町において構築された地域包括ケアシステムを持続可能なものにするため、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が包括的に確保できる体制を住民とともにつくりあげていくことが必要である。

児童福祉については、未婚率の上昇や晚婚化の進行により、少子化は加速しているものの、多様な働き方やライフスタイルに応じて、保育サービスに対するニーズは多様化しており、柔軟かつ質の高い保育環境の整備が求められている。

また、核家族の割合が高まるなか、地域社会とのつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立しやすい状況が生まれている。特に、育児に不安を抱える保護者が相談できる場や、地域との交流の機会が不足していることが課題となっている。

教育文化については、学校施設の老朽対策や新しい時代の要請に応える創造的で個性豊かな児童生徒の育成に向けた対策等、教育環境の改善に向けた整備を推進していく必要がある。

また、生涯学習活動、芸術・文化活動、スポーツ活動施設の老朽化が進行するとともに、地域によっては活動の拠点となる施設が不足している状況もあるが、今後の人口推移も鑑み施設の適正配置について検討することが求められている。歴史的文化遺産については、調査や保存整備が進められているものがあり、後世に伝えていくために今後とも継続して保存整備を行い、有効に活用していく必要がある。また、伝統芸能、伝統行事などについては、若年層の流出などにより、後継者が不足しているため、先人から受け継いだ貴重な伝統文化が途絶える危機にさらされているものもある。そのため、保存・継承に向けた取り組みが急務となっている。

自然環境の保全及び再生については、本地域においても、ウミガメや湿地植物など希少野生動植物の保全活動が行われている場所もあるが、担い手の不足等により対応ができない種や場所がある。また、アライグマなどの外来生物による生態系への影響など、生物多様性の損失が見られる場所もある。

本地域の有する豊かな自然環境を保全、継承していくとともに、閉鎖性水域である大村湾については、湾に面する市町の広域的な連携により、水質の改善を図っていく必要がある。

地域間交流については、都市部の住民を中心に、豊かな自然環境や農山漁村に対する関心が高まりを見せていることから、本地域の持つ豊かな地域資源を有効に活用した都市部との交流などを積極的に推進し、交流促進、地域の活性化を図っていく必要がある。

移住、定住及び二地域居住の推進等については、本地域では、人口減少が急速に進展する中、地域社会を維持していくため、他地域からの移住者等を呼び込むことが喫緊の課題である。

今後、移住者を呼び込むために、ターゲットに応じた効果的な情報発信や移住潜在層の掘り起こしの取組を強化し、U I ターンを促進するとともに、ワーケーション受入、二地域居住等による関係人口の創出・拡大により地域活性化につなげていく必要がある。

国土保全施設等の整備については、本地域は平野が少なく急峻な地形が多いことから、土砂災害・山地災害防止のための施設整備を進め、地域住民の安全確保と土地利用上の制約の解消を図る必要がある。

半島防災については、大規模自然災害による道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途絶等による孤立を防ぐために防災、震災対策を進めている。しかしながら、道路や港湾施設の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、洪水、土砂災害、津波対策といった取組はいまだ途上である。

道路については、西彼杵半島においては、国道 202 号及び国道 206 号で災害による通行規制が発生している状況を踏まえ、災害時の代替路の確保など防災機能の強化に向けた高規格道路の整備によるダブルネットワーク化が最も重要な課題となっている。また、長崎半島においては、半島へのアクセス道路が国道 499 号及び主要地方道野母崎宿線に限られており、まずは線形不良箇所や幅員狭小区間の改善などによる機能強化を進めることが必要である。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を踏まえ、同年 11 月にとりまとめた防災対策の見直しについては、令和 7 年度からのロードマップにのっとり、避難所環境の整備や物資調達・輸送対策などに取り組む。

さらに、長崎市・西海市が南海トラフ防災対策推進地域に指定されたことから、津波からの円滑な避難に向け、県・市で防災対策推進計画を定めるとともに、政令等で定める浸水区域にある施設を管理す

る事業者等における防災対策推進計画の策定を推進する。

新型コロナウイルス感染症への対応において、平時の備えの不足やワクチンや治療薬の普及など変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、情報発信等が課題となった。

集落対策については、人口減少・高齢化の進展に伴い地域活動の担い手が不足しており、人材の確保・育成等が課題となっている。

3. 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

都市との隔絶性の緩和のための交通網の整備や情報格差の是正を進め、地場産業の振興、企業立地の推進などにより雇用の場の確保、U I Jターン希望者の受入体制の充実や効果的な情報発信による移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大を進めることが必要であるが、一方、半島という地理的に不利な条件にある本地域においては、都市部と同様の都市化や産業の集積は困難である。したがって、地域のアイデンティティと豊かな地域資源を生かした特色ある産業の振興と交流人口・関係人口の創出・拡大を図るとともに、半島地域の自立的発展に向けた生活上の負担の軽減に取り組むことが重要である。

本地域は3つの県立公園をはじめとする豊かな自然、南蛮貿易やキリスト教に関連のある歴史文化遺産、特色ある農林水産物などの地域資源を有し、都会では忘れられがちな心豊かな「スローライフ」が営まれている。さらに、県内の二大都市である長崎市、佐世保市に隣接しているという半島地域としては比較的恵まれた地理的条件を有している。そこで、これらの地域資源や都市との隣接性を最大限に活用し、都市部住民に対する憩い・癒しの提供の場として、また、新鮮な農林水産物の販売、飲食及び農業・漁業の体験の機会を提供する場として、アグリビジネスや海業等の取組を推進し、農山漁村の賑わい創出を図るとともに、地域の基幹産業である農業・水産業の振興を図っていく。

(2) 計画期間

計画期間は、令和7年度からおおむね10年間とし、次期半島振興計画の改定等による半島振興計画の見直しが行われるまで存続するものとする。

(3) 数値目標

別添「西彼杵地域半島振興計画に関する重要業績評価指標（KPI）」に記載する。

(4) 計画の達成状況の評価に関する事項

この計画に定める半島地域の持続的発展に資する対策については、長崎県総合計画等の進行管理とPDCAサイクルに基づく効果検証を行い、適切な進捗管理に努める。

(5) 重点施策

以上のような基本的方向を実現していくため、次の施策を重点的に実施する。

①交通通信施設の整備

交通施設は、地域の産業や住民生活を支える共通の基盤であり、地域の振興を図るうえでその整備は不可欠である。特に、都市部との交流を促進し、地域産業の発展や観光ルートの構築を図るために、長崎市と佐世保市間の移動の時間短縮、海上交通の充実など交通ネットワーク強化が重要であるため、西彼杵道路などの地域内外の道路網整備や港湾等の整備を総合的に進める。

②産業の振興

農業の振興を図るために、畜産と果樹や野菜等との複合経営の確立、土地改良事業を中心とした生産基盤の整備促進を図る。また、都市との近接性を生かし、観光・レクリエーション施設との連携を図りながら農産物直売所などを活用し、都市近郊型の農業を目指す。

林業については、地域の森林を木材生産の拠点や地域住民への憩いの場とし、また、水源涵養など多面的機能を発揮させる等多様な森林づくりを目指すため、県産木材の生産拡大と林業就業者の確保・育成を図る。

水産業については、閉鎖性水域である大村湾において、漁場の環境保全や水産資源の回復等を図りつつ、藻場の造成や資源管理型漁業の推進、漁村地域加工や鮮魚のブランド化、活魚流通による高付加価値化や産地と消費地を結ぶネットワークの構築、漁港・漁場の一体的整備を推進するとともに、漁村集落内の生活環境整備に努める。

工業については、更なる成長が見込まれる造船や海洋エネルギー関連産業等において、企業の販路拡大や技術力向上等を支援することにより、基幹産業としての振興を図る。

さらに、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指し、地元自治体や関係機関と連携しながら企業誘致の推進を図る。

また、中小企業の経営革新や新規創業、地域振興等、商工団体の果たす役割はますます大きくなってきており、商工会議所及び商工会の体制強化が必要である。

③観光振興と都市部との交流の促進

観光については、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が周辺地域も含め多数あることから、地域内外の各観光地との連携による新たな周遊ルートの構築や受入体制の推進が必要である。また、都市との近接性を生かしつつ、農林水産業とも連携した地域資源の価値や魅力を活用した取組により体験型観光の推進に努め、都市部との交流人口・関係人口の創出・拡大を図る。

④移住・定住の促進

県外からの移住希望者に対し、首都圏及び県内における仕事・住まい・暮らしやすさの相談・情報発

信体制を強化するとともに、移住検討段階から地域への定住まで、移住希望者の視点に立った切れ目のない一貫した移住施策を推進する。

また、国の「地域おこし協力隊」制度を活用し、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、任期終了後の定住促進を図る。

⑤半島防災・国土強靭化

半島防災・国土強靭化に取り組むにあたっては、能登半島地震などの近年の災害や過去に経験した災害、地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した公共施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と、有事即応体制や地域防災力の充実強化といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取り組むことで切れ目のない強靭化を目指す。

また、公助、自助、共助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時における行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた迅速な避難など自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行う仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる啓発や防災情報発信の充実に努める。

本地域の強靭化を行うにあたっては、県国土強靭化地域計画に基づき、国や大規模災害時に相互応援を実施する他県、より住民に密着した分野で住民の安全安心を守る市町、民間事業者やNPOなどのボランティア団体と連携・協力しながら強靭化を推進する。

第2 振興計画

1. 交通通信の確保

(1) 交通通信の確保の方針

交通通信施設の整備は、産業や観光の振興、救急搬送時間の短縮等の半島防災・強靭化、地域住民の生活の向上など地域の振興を図るうえで最も重要な課題となっている。

本地域のうち、長崎半島地区は、県内第一の都市である長崎市の一部となっており、西彼杵半島地区は県内の二大都市である長崎市、佐世保市の間に位置している。この地理的優位性を生かし、地域の持続的発展を実現していくためには、空港、港湾、高速インターチェンジなどの交通結節点へのアクセスの改善や歴史文化遺産をはじめとした地域内外の観光拠点を連係させる広域観光周遊ルートの構築により都市部との交流の基盤を強化していくことが必要であり、合併前の各市町村間を結ぶ地域内交通ネットワークの拡充が不可欠である。さらに、九州新幹線西九州ルートの全線フル規格実現及び西九州ルートへの直通運行も視野に入れたJR佐世保線の輸送改善を見据え、道路網の整備による本地域と新幹線駅とのアクセス向上、新幹線とバスとの連携など、新たな交通ネットワークの強化を図る必要がある。

そのため、地域集積圏相互の連絡等に資する高規格道路や一般国道及び交通結節点へのアクセス強化に資する道路並びに半島を循環する道路をはじめとする地域内道路網の整備を進めるとともに、住民生活の重要な足となっている路線バスの確保・維持・改善に努める。

また、本地域は、江島・平島（西海市崎戸町）、松島（西海市大瀬戸町）、池島（長崎市外海地区）などの有人離島を有しており、離島航路が地域住民の生活線として重要な役割を果たしていることから、離島海上交通の拠点として、陸上交通網とのアクセス改善を含めた港湾整備を進め、航路の確保・維持を図るとともに、利便性向上についても検討を進める。

(2) 交通施設の整備

①道路

長崎市と佐世保市間の連携強化による広域観光周遊ルートの構築のほか、災害に強い道路ネットワークの構築を図るため、高規格道路「西彼杵道路・長崎南北幹線道路」及び「長崎南環状線（新戸町～江川町工区）」の整備を重点的に推進する。また、その他国道、県道、市道についても、必要な整備を計画的に推進する。

なお、道路の整備にあたっては、強靭な県土づくりを目指し、「災害に強い道づくり」を推進するとともに、高齢者や障害のある方などにも配慮した「人に優しい道づくり」、公園区域など景勝地を通過する道路については、環境や景観の保全にも十分配慮した道づくりを進める。

②港湾

瀬戸港（西海市大瀬戸町）については、防波堤や浮桟橋等を整備し、フェリーや漁船の航行安定性の

確保を図る。

池島港（長崎市池島町）及び松島港（西海市大瀬戸町）については、防波堤、浮桟橋等を整備し、フェリーの発着港としての機能強化を図る。

③航路

江島・平島（西海市崎戸町）、松島（西海市大瀬戸町）、池島（長崎市外海地区）など、離島と本土を結ぶ生活航路については、適切なダイヤ設定などにより航路の維持を図るとともに、大村湾においては、地域内外の観光施設間あるいは長崎空港とを結ぶ航路の実現についても検討を進める。

（3） 地域における公共交通の確保

地域社会の活力を維持・向上させるためには、市民の通学、通院、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動など外出機会の増加を図ることが重要である。また、一方では、豊富な観光資源を有する本地域においては、観光客などの地域へのアクセスや、地域内での周遊を支え、人口交流の拡大を推進する役割が求められている。

このようなことから、路線バスの維持、コミュニティバス、デマンド交通等地域の生活交通の確保・維持、さらには観光やまちづくりと連携した公共交通の利便性の向上を図る。

（4） 情報通信関連施設の整備

半島地域の地理的制約を解消し、産業の振興及び生活環境の向上を図るために、5Gなど携帯電話通信網の更なる高速化や大容量化に向けた整備促進や衛星通信などの無線通信の活用により、デジタル化やDXを推進していく。

2. 産業の振興及び観光の振興

（1） 産業の振興及び観光の振興の方針

本地域においては温暖な気候を基にした農業及び恵まれた漁場による水産業をさらに発展させるためには、地理的条件などの特色を十分生かしつつ振興を図る必要がある。

農業については、優良品種や省力化等によるみかん・びわ産地等の体质強化と高品質生産、畜産経営の基盤強化を推進するとともに、地域特産品や有機農産物等の認証制度の導入、マーケティング活動等によるブランド化を推進し、消費宣伝活動や量販店等への販売活動の強化、農産物直売所等の交流施設を核とした直販活動を推進する。また、認定農業者の確保・育成及び家族経営協定の締結を推進するとともに、多様な新規就農者等の確保を図るため、トレーニングファームの活用等、就業環境の整備を推進する。さらに、農道の整備など、生産基盤の充実を図り、日本一のびわとみかん産地を目指した都市近郊農業を推進する。

さらに肥育牛経営においては、高品質な肉質を維持しながら、低コスト飼料導入や素牛導入への支援等により経営の安定化を図る。

林業については、林業関係者、関連産業、関係機関、市町と連携しながら、新規林業就業者の確保と育成に努め、事業量の拡大により林業就業者の所得向上を図り、林業事業体が策定し実行する産地計画に基づいた搬出間伐等の森林整備を推進し、県産木材の生産を拡大させる取組を促進する。

水産業については、漁場の安定のため漁場環境の保全・改善を図るとともに、栽培漁業、資源管理型漁業、新技術導入による養殖業の推進と水産加工施設の整備を図る。また、収益性の高い漁業経営体の育成、漁協合併による経営強化、意欲ある担い手の確保を進めるとともに地域の特性を生かした水産加工品や活鮮魚のブランド化、情報発信や流通体制の強化による販路拡大を図りながら、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の振興により、都市部との交流を推進し、水産資源の適切な管理と利用による持続可能な水産業を目指す。

商業については、地域のにぎわいの核として魅力ある商店街づくりを推進し、空洞化が進みつつある既存商店街の活性化を図る。

工業については、造船関連や海洋エネルギー関連などの成長産業を中心に、県内企業の規模拡大やサプライチェーンの充実・強化等に取り組む。

また、地域の特性を活かした戦略的な企業誘致活動を実施するほか、地元自治体の工業団地整備の支援等に取り組む。

観光については、近年、「見る観光」から「体験・交流型観光」へ大きく変化しており、その形態も観光ツアーなどによる集団観光から個人・小グループでの観光に比重が移っている。さらに、観光地間の競争も激化している中、高齢化と人口減少が進む本地域においては、観光の振興による交流人口・関係人口の創出・拡大が地域活性化の重要な鍵となるが、このような環境の変化に的確に対応し、都市部との交流を進めていくためには、多様化する観光ニーズに柔軟かつきめ細かく対応していくとともに、地域独自の資源を生かした差別化を図り、本地域でしか体験することのできない感動を提供していくことが必要である。

本地域の観光は、従来、長崎、佐世保、平戸、島原といった有名観光地の陰に隠れがちであったが、変化に富んだ海岸線や緑豊かな山々の自然、南蛮船来航やキリシタンなどに関連のある歴史文化、教会群、日本の産業を支えた多くの炭鉱遺跡など、豊かな地域資源を有している。特に世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が周辺地域も含め多数所在していることから、これらを最大限に活用するとともに、新たな観光スポットの発掘、イベントの開催や積極的なPR、農山漁村に来訪者を受け入れ、新鮮な農林水産物の販売、飲食及び農業・漁業の体験の機会を提供する取組の実施など、本地域独自の魅力を積極的に発信していくことで、他の観光地との差別化を図り、都市部との交流拡大を促進する。

また、長崎市や佐世保市など近隣の観光地との連携を強化し、本地域とこれらの地域とを結んだ広域的な観光ルートの確立を推進する。

また、九州新幹線西九州ルートの全線フル規格実現及び西九州ルートへの直通運行も視野に入れたJ

R 佐世保線の輸送改善を見据え、企業誘致の促進、新たな観光ルートの構築やふるさと産品の開発など、新幹線の効果を最大限発揮していけるようにするための方策についても検討を進める。

(2) 農林水産業の振興

①農業の振興

みかん産地の再編強化を図るため、普通温州等の高糖度系統への更新による品種構成を改善するとともに、施設化やマルチ栽培等による高品質安定生産及び販売体制の強化を進め、園内作業道やかん水施設等の設置や、スピードスプレイヤーやドローン等のスマート農業の導入による作業の省力化と受委託等機械共同利用組織育成による低コスト化の推進、非破壊選果機の導入による有利販売と蓄積されたデータを利用した産地の再編整備を促進する。

びわについては、露地びわの優良品種「なつたより」を地域ブランドとして位置づけており、改植補植事業等の支援や栽培技術指導の強化等により、高品質生産と産地拡大を進めるとともに、狭地直し等の園地改良と改植による産地若返り、園内道整備と低樹高化等による省力化を推進し、日本一のびわ産地の維持・発展を図る。

イチゴ多収性品種の普及、アスパラガスの共同選別体制強化、ミニトマトの優良品種導入と品質向上管理技術の徹底などにより、省力化、規模拡大、ブランド化を推進し、施設野菜の推進を図る。

畜産については、肉用牛の低コスト化生産による繁殖から肥育までの地域内一貫生産を推進するとともに、新鮮卵の直売方式による養鶏経営の安定を図り、畜産の維持発展を推進する。

農村の快適な生活空間整備と集落排水整備により、農村の環境づくりを推進するとともに、直売所等を核とした交流拠点づくりやふれあい市の拡充、野菜・花き産地の拡大などにより、都市との交流を促進し、都市近郊型農業の育成と経営の安定を図るなど、農村環境の整備と都市、農村交流の推進を図る。また、認定農業者等による担い手の確保・育成、兼業農家、定年帰農者、パート労働者等による地域内労働力の調整機能確立、作業環境の整備と家族経営協定推進による就業条件整備、トレーニングファームの活用や、産地自らが後継者を地域に呼び込む産地主導型ルートによる農業参入者の定着など、地域ぐるみの多様な担い手の確保・育成を推進する。

遊休農地の利活用による観光・体験農園の開設や、直接支払制度の効果的活用によるみかん産地の再生など、中山間地域農業の活性化を図る。畜産、耕種農家連携による堆肥供給システムを確立し、資源の有効活用を図るとともに、「新鮮」「安心」「安全」な農産物生産による環境保全型農業を推進し、持続的農業の普及を図る。

さらに、商工業と連携し、新たな農産加工品の開発など6次産業化の取り組みを支援するとともに、消費増進を図るため、農産物の対外的なプロモーションの展開やイベントなどを積極的に推進する。

②林業の振興

県民の森の整備と活用を促進し、水源かん養などの多面的機能を発揮させる多様な森林づくりを目指す。

木材生産については、林業事業体が策定し実行する産地計画に基づく計画的な搬出間伐と主伐・再造林の実施を推進し、県産木材の安定供給を図る。

林業事業体による産地計画の着実な実行に向け支援し、事業量の拡大と生産性向上を図り、林業就業者の確保及び所得向上を推進する。

また、林業事業体の生産性向上を図るため、人材育成プログラムの実行支援や技術向上の教育についても支援する。

③水産業の振興

角力灘、五島灘海域においては、漁業者の利用頻度が高い優良漁場への集中的な魚礁の設置による漁業生産力の向上、沿岸部における藻場の回復促進と種苗放流推進などによる水産資源の適正な管理と持続的利用を進める。また、地域に隣接する長崎漁港地区の水産加工団地との連携強化や長崎半島地区の漁村地域における水産加工業の振興を推進し、長崎、佐世保などの観光地との連携による水産品のPR、域内消費の推進、「ごんあじ」、「野母んあじ」（マアジ）などの産地ブランドの強化などによる高付加価値化と販路拡大を進めるとともに、漁協合併による経営基盤の強化を推進し、産地における流通拠点づくりと水産加工業の育成を図る。

閉鎖性水域である大村湾海域においては、藻場の保全・回復、真珠やカキ等の養殖漁場における底質悪化防止、水産資源にやさしい生息環境づくりを推進する。また、重要資源であるナマコとシャコについては、小型個体の再放流を中心とした資源管理の実践を強化し、アオナマコ種苗の生産体制整備と商品価値の低いクロナマコの有効利用を促進する等、バランスのとれた資源利用を推進し、湾全体の資源管理と効率的な栽培漁業の展開を図る。さらに、漁協合併による経営基盤の強化や意欲ある担い手の確保・育成を推進するとともに、新鮮な農林水産物の販売、飲食及び農業・漁業の体験の機会を提供する場として、海業等の取組を推進し、漁村の賑わい創出を図る。

橘湾海域においては、藻場の回復などの漁業環境の整備を推進し、エビ類、ヒラメ、アワビ、ウニ等の資源回復のため、放流種苗の安定確保を推進するとともに、イセエビの禁漁区設定や抱卵エビの再放流等の資源管理手法の定着を促進し、栽培漁業と資源管理型漁業の推進強化を図る。

また、地域の漁獲物の付加価値向上と漁村地域の水産加工業の振興を図るため、既に商品化されている煮干し、カラスミ、塩干品等の加工品の品質向上、消費の簡便化に対するニーズを的確に捉えた地域の新製品の開発を進める。また、物流の変化や流通業界の人手不足などを踏まえ、長崎市、諫早市等の都市に近接する有利な条件を生かして、地元の新鮮で多彩な魚介類や浜の加工品の販売体制の強化を図る。

（3）商工業・環境エネルギー産業の振興

①商業の振興

商工団体等との連携により、商工業全体の振興、発展を図るとともに、商店街への集客や賑わいを創出するためのイベント等の開催を支援するなど、魅力ある商店街づくりを進める。

②製造業の振興

カーボンニュートラル社会における基幹産業の育成を図るため、浮体基礎構造部材の量産技術確率及

びサプライチェーン構築に向けた取組支援、造船関連サプライチェーンの維持・強化及び造船業界や関係市と連携した造船業の魅力発信を行う。

潮流・造船技術等、多様な地域資源を活かした中小規模の潮流発電システムの開発等を通じて、エネルギー地産地消モデルの構築を目指す。

また、特色ある農林水産物などの地域資源を生かし、観光業とも連携した新たなふるさと産品の発掘と育成を図る。

さらに、長崎地域においては、大手造船関連企業の立地や地元大学から輩出される理工系人材が豊富なこと、西海地域においては、同じく大手造船関連企業の立地や長崎市、佐世保市から通勤圏内であり人材確保が見込めることなど、それぞれの地理的特性を活かした企業誘致に取り組む。

③再生可能性エネルギー関連事業の創出

地域特有の資源を有効利用した発電・熱供給事業等を創出するとともに、再生可能エネルギーの活用による産業の新たな創出や生産性と付加価値の向上を図る。

④創業・起業の促進

産業競争力強化法に基づく市を中心とする創業支援の枠組みを活用し、市や商工団体・金融機関などの支援機関と連携した取組により、創業者の増加や育成を図る。

(4) 観光の振興

西彼杵半島地区においては、長崎市、佐世保市の間に位置するという優位性を生かし、七ツ釜鍾乳洞、西海岸の夕陽と道の駅「夕陽が丘そとめ」、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である外海の出津集落・大野集落、外海地区のキリシタン文化、遠藤周作文学館など、地域の自然や歴史文化を活用した集客を進めるとともに、道の駅「さいかい」みかんドーム、伊佐ノ浦公園、県民の森、西海橋周辺地区などを核として、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムなどの体験型観光や農産物直売所の整備などによる交流人口・関係人口の創出・拡大を推進する。

長崎半島地区においては、世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である端島炭坑（軍艦島）を望む立地を活かし、軍艦島資料館や軍艦島上陸、周辺を遊覧するクルーズ船をはじめ、近隣の温浴宿泊施設や観光施設などの連携を図り、西彼杵炭田に関する産業遺産を一体のものとして活用した滞在型観光地のまちづくりを目指す。

また、着地型観光商品開発には、地域住民の協力が不可欠であり、市民参加による観光ガイドやボランティア、体験型インストラクター等の人材育成及びネットワーク化を推進するとともに、旧長崎オランダ村（おもてなしステーション）を情報発信拠点とした効果的なPRの取り組みや観光関連事業者と連携しながら観光客の意向に応じたきめ細かな観光受入体制の充実を図る。

3. 就業の促進

(1) 就業の促進の方針

人材の確保・定着につながる職場環境の改善、多様な人材の就業促進のため、地場企業などに対する情報提供、職業能力開発の推進及び労働局、市町、経済団体等の連携を深め、効果的な就業促進を図る。

(2) 就業促進対策

若者の就職支援について、若年者が就職して3年未満で離職する割合が高いことを踏まえ、長崎県人材活躍支援センターにおけるカウンセリングの実施や高校・大学のインターンシップを積極的に推進し、早い時期からの職業意識の形成・啓発を促進する。新規学卒者に対しては、県内就職を促進するため、合同企業交流会等を開催し、県内企業の魅力を発信する。

また、地域の労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供を行うため、県公式の県内就職情報サイトによる県内企業の求人情報やU.I.J.ターン希望者の求職者情報を提供し、県内企業への就職及び企業の人才確保を支援する。

労働力人口が減少し、人手不足が課題となる中、県内の各産業を支える担い手確保のため、事業者の相談体制の整備等に加え、外国人材の受入環境整備など本県を選んでもらい、定着してもらう取組を進める。

地場企業や誘致企業のニーズに応じた産業人材を育成していくため、県立高等技術専門校において職業訓練を行うとともに、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた人材育成を推進する。

4. 水資源の開発及び利用

(1) 水資源の開発及び利用の方針

本地域の水資源については、現在は神浦ダム、雪浦ダムから長崎市（半島地域外）への送水を行っている状況にあり、水道水源としては安定している。長期的な水資源の賦存量等を適正に見極めるとともに、地域の実情に応じた対策を推進する。

(2) 水資源確保対策

水道施設の統合に伴い、当該地区の水道はダムからの取水が主な水源となっており、概ね安定的な水源が確保できている状況にある。引き続き、水源の保全を図りながら、水資源の確保に努める。

(3) 水資源の利用

雨水利用、雨水浸透施設及び再生水を利用する施設の設置を促進するとともに、河川表流水や地下水などの有効利用を図る。また、広域的な水資源の利用について、関係機関の連携による検討を進める。

さらに、地域住民に対し、節水意識の高揚を図っていく。

5. 生活環境の整備に関する事項

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境については、定住化の促進を図るため、快適で魅力ある生活環境の整備を推進する必要がある。そのため、下水道・浄化槽等による汚水処理の普及促進に取り組む。また、各種災害から住民の生命、財産を守るため、消防・防災体制の整備充実を促進するとともに、地域の安全確保のための住民の自発的活動を支援するなど、安心、安全な生活ができるよう地域の安全対策の強化を図る。

(2) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

海や川の水質を保全し、住民の生活環境の向上を図るため、地域の実情に応じた効率的な汚水処理の普及促進に取り組む。

また、廃棄物の適正処理、ごみの減量化、リサイクルを推進し、地域住民、事業者、行政等が連携・協力し、脱炭素・循環型社会の形成に努める。さらに、ごみ処理については、各地域において持続可能な適正処理の確保に向け、広域処理施設の建設や現有施設の改良を推進するとともに、ごみ処理の広域化や集約化を推進するための長期広域化・集約化計画の策定に取り組む。

(3) 公園等の整備の推進

県民の森については、森林アメニティ機能の強化などにより、整備、活用を促進する。

西海橋公園については、地域住民のスポーツ、レクリエーションの場、憩いの場としてだけではなく、集客力向上を図り、広域周遊や県内外からの交流人口拡大に繋げるため、民間との連携を視野に入れた再整備を検討する。併せて、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行うなど適正な管理に努める。

(4) 住宅関連対策

本地域の持つ豊かな自然環境や田園風景を生かした良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに、空き家を活用し、空き家の改修や空き家バンクへの登録を図り、移住・定住を促進する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・高齢化が進行し、地域（集落）の維持が難しい状況にあるなか、住み慣れた地域に住み続けることができるようにするため、集落への移動手段確保や買物支援等の生活上の負担の軽減を行う取組を推進する。

(6) その他の整備

地域住民の安心、安全な生活を確保するため、住民と密接な行動を行っている交番・駐在所が地域の拠点として機能できるよう、必要に応じて施設の整備を行うとともに、地域の安全確保のための住民の自発的活動を支援するなど、生活環境の安全性向上に向けた取り組みを推進する。

6. 医療の確保等

(1) 医療の確保の方針

本地域は、限られた医療資源の中で最善の医療を効率的に提供するため、地域のかかりつけ医と病院との連携、初期から三次までの救急医療体制の役割分担、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の導入とともに、回復期リハビリ、在宅医療との連携強化が重要である。また、地域間の医師偏在解消のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置の促進などが必要である。

(2) 医療の確保を図るための対策

医師確保については、平成 16 年 4 月に長崎県が設置した「離島・へき地医療支援センター」を中心に離島・へき地の公立診療所の確保を支援する。合わせてへき地医療拠点病院と離島・へき地の診療所の整備・運営を支援するとともに、ＩＣＴを積極的に活用し、医療資源の有効活用を図る。

救急医療の確保のため、ドクターヘリの有効かつ効果的な運航を行うとともに、県防災ヘリ、海上自衛隊ヘリとの連携を図り、救命率の向上に努める。

85 歳以上の増加や人口減少がさらに進む 2040 年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築するため、「地域医療構想」について、「地域医療構想調整会議」で議論・調整のうえ、地域の実情に応じた医療機関の役割分担の明確化や医療機関の連携・再編・集約化を推進する。

7. 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保

(1) 介護サービス及び障害福祉サービスの確保の方針

生産年齢人口の減少により担い手の確保が難しくなる中で、安定的なサービス提供を可能とするため、テクノロジーの活用による業務効率化や、賃金の向上等により、生産性向上や働きやすい職場環境づくりを推進する必要がある。

(2) 介護サービスの確保を図るための対策

関係機関と連携し、介護施設の伴走型支援や相談対応等を実施し、業務効率化による職員の負担軽減を図るほか、働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を認定するなど労働環境の改善を推進することで、離職率の低下を目指していく。

(3) 障害福祉サービスの確保を図るための対策

障害者が地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、市町や関係機関等と連携し、サービス提供体制や地域生活支援体制の整備を図るとともに、福祉人材の育成・定着支援に取り組み、障害福祉サービスの安定的な確保に努める。

8. 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進

(1) 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進の方針

高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実に向けた仕組みづくりや、高齢者福祉に関する各種取組を推進する。

少子化に歯止めをかけるため、子ども・子育て支援法等に基づいた取組を推進し、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを図る。

(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者が生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会の確保に努める。

高齢者のおかれている環境やニーズに応じた生活支援サービスを実施するとともに、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等の経済的負担の軽減や地域で安心して暮らせる住まいの支援に努める。

また、要介護状態や状態の悪化を防ぐため、高齢者自身の健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、支援を必要とする高齢者が安心して介護サービスが受けられるよう適切な情報や介護サービスの提供に努める。

さらに、今後も増加が見込まれる認知症の人やその家族を支援するとともに、虐待の防止、権利擁護など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心とした身近な相談体制の強化を図る。

(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

子ども・子育て支援法等を踏まえ、県および市町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育の確保と充実を図る。これにより、すべてのこどもが健やかに育つことが保障され、保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指す。多様な子育て家

庭の保育ニーズ等に応えるため、保育サービスの充実、放課後児童クラブの整備や安定的な運営の確保を図るとともに、こども家庭センターを中心とした相談対応や情報提供の体制強化を進め、地域全体でこども・子育てを支援する環境づくりを推進する。

また、妊娠出産に係る費用助成、児童手当の支給や医療費助成など、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むとともに、ひとり親家庭等への自立に向けた支援に取り組む。

9. 教育及び文化の振興

(1) 教育及び文化の振興の方針

学校教育については、施設の計画的な整備により教育環境の改善を図るとともに、こどもたちの個性や地域の特性を生かした特色ある教育活動などを推進し、地域の将来を担う人材の育成を図る。また、余暇時間の増加や、価値観の変化などにより多様化、高度化する学習ニーズに対応できる環境づくりに取り組むとともに、スポーツや地域文化の振興を図る。

特に、地域や保護者との連携を図り、教育に対する理解を深め、教員がこどもと向き合う時間を多く確保するため、組織運営体制や指導体制の確立に努めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果をふまえた具体的な指導方法の成果と課題について検証を行う。

また、豊かな人間性を育む学校教育を推進するため、その基盤となる温かな人間関係を育む心の教育の充実を図る。特に、愛と信頼を基盤としたいじめのない思いやりの心あふれる学校・学級づくりを通して「人間文化の創造」に積極的に取り組む。

(2) 地域振興に資する多様な人材の育成

小学校・中学校・高校を通して、学校、家庭、地域の連携のもと、豊かな自然環境や多彩な地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷土を愛し、これから変化の激しい社会を自らの力で生き抜いていける「生きる力」を持った人材の育成に努める。

また、社会教育にあっては自治公民館役員・公立公民館職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する市民の育成を目指すとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市民の主体的な生涯学習活動やさまざまな団体との連絡調整などの拠点となる公民館活動の活性化を促進し、地域の特色を活かした講座や情報教育講座など、各種講座の充実を図り、市民の学習機会の充実に努めていく。

さらに、こどもの読書活動に関わる大人を対象とした交流会を行い、ネットワークを広げる一方、自らの学習の成果、経験、知識及び特技などを学校や地域の活動に活かしてみたいという人材を募集及び登録して、生涯学習をはじめ地域振興に関する事業を支援していく。

(3) 教育・文化施設等の整備

学校施設については、老朽化した施設の改修や、教育内容の多様化に対応した施設整備などを計画的

に推進し、教育環境の改善を図る。また、児童生徒数の減少に対応するため、学校の適正配置について検討を行うとともに、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進める。

教育活動については、学校、家庭、地域の連携強化に努めるとともに、豊かな自然環境や、多彩な地域の歴史文化などを活用した体験学習の推進及び国際化社会、情報化社会に対応した教育活動などを行い、郷土を愛し、また、変化の激しいこれからの社会を自らの力で生き抜いていける「生きる力」を持った人材の育成に努める。

また、多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習の拠点となる図書館などの整備を促進するとともに、生涯学習推進本部及び生涯学習推進会議などの推進体制の整備、機能強化を図る。

スポーツの振興に関しては、地域住民が年齢や適性に応じたスポーツ活動が行えるよう、体育館などの施設の充実を図るとともに、各種団体の育成と組織強化に努める。また、本地域の海の特性を生かした海洋スポーツの振興により地域の活性化を図る。

文化施設の整備にあたっては、地域住民の芸術・文化活動や創造活動に応えられるよう整備を促進していく。

生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設などの整備については、既存施設の有効活用を図るとともに、広域的な利活用にも配慮した整備を進めていく必要がある。

(4) 地域文化の振興

地域の歴史や文化に対する住民意識の高揚を図るため、地域住民が多彩な歴史文化に触れる機会の充実に努める。また、南蛮船来航やキリストン文化、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリストン関連遺産」の構成資産をはじめとした多彩な歴史を今に伝える貴重な歴史文化遺産などについては保存整備を進め、人々の心のよりどころや地域に対する誇り、愛着を育むとともに、観光への活用など地域振興にもつなげていく。

各地に残る伝統芸能、伝統行事などについては、保存・継承及び活用を図るため、後継者の育成を図るとともに、発表機会の充実に努める。また、新たな地域文化の創造に努める。

さらに、地域住民による芸術・文化活動を支援するため、創造の場及び活動の成果を発表できる場の提供に努めるとともに、芸術・文化を鑑賞する機会の充実を図る。また、新たな地域文化の創造に努める。

10. 自然環境の保全及び再生に関する事項

(1) 自然環境の保全及び再生の方針

本地域の優れた自然環境を保全し持続的な活用に資するため、県民や事業者の自然の恵みに対する理解を促進するとともに、多様な主体による保全活動の推進、社会経済活動における生物多様性に配慮した取組、自然資源を活用した持続的な観光等を推進する。

(2) 自然環境の保全及び再生を図るための対策

野母崎半島県立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園などに指定された豊かな自然環境は、地域住民の生活や地域の活性化に欠くことのできない大切な資源であることから、その保全に努める。

そのため、「長崎県環境基本計画」との整合を図りながら、自然環境の適正な保全に努めるとともに、環境への負担を軽減するため、循環型社会の形成、県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり、新エネルギーの導入などを促進する。また、地域住民の健康と生活環境の保全を図るため、公害の防止に努め、自然と地域住民が共生する快適な環境整備を推進する。

さらに、閉鎖性水域である大村湾については、「大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、海、山、川を一体としてとらえた総合的な環境保全を推進する。

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

再生可能エネルギー発電施設が設置されることにより、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への悪影響があつてはならず、適正に環境に配慮しながら、地域に貢献し、地域と共生する事業として、円滑な合意形成を図りながら、再生可能エネルギーを導入していく必要がある。

カーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すグリーントランスフォーメーションを推進するためには、各地域の関係者の理解を得た上で、再生可能エネルギーの導入と産業振興の取組を進めることが重要である。

(2) 再生可能エネルギーの利用の推進を図るための対策

市町に対して、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業制度の活用を推進しており、県では、地域脱炭素化促進事業を実施することのできる促進区域に係る環境配慮基準を設定している。

再生可能エネルギーの中でも、県内企業が造船業を通じて培った技術力や人材を活かせる産業である海洋エネルギー関連産業の振興に取り組んでおり、関係者の理解が得られた地域において、県内企業の参入支援を行っていく。

12. 地域間交流の促進

(1) 地域間交流の促進の方針

地域の活性化を図るため、本地域の有する豊かな自然環境や特色ある歴史・文化・伝統、優れた農林水産物等の地域資源と現有の都市型観光との融合による新たな周遊型観光メニューの創出や官民の枠を超えた連携体制の拡充、ソーシャルメディア等を活用した効果的な情報発信手段の確立などにより地

域間交流を促進する。

(2) 地域間交流の促進の方策

自然環境の保全、世界遺産構成資産の保存、地域文化の継承など、本地域が持つ豊かな地域資源の保存と一層の磨き上げを図りつつ、農山漁村地域の資源の価値や魅力を活用し、都市住民のニーズに対応した多彩な体験メニューの開発や内容の充実を図るとともに、インターネットなどの活用により魅力ある地域の情報を積極的に発信することで、地域振興の原動力として都市部との交流の促進と交流人口・関係人口の創出・拡大を推進する。

また、隣接する佐世保市や長崎市中心部などの都市部との社会的、経済的な交流を促進し、地域の活性化につなげる。さらに、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を通して、長崎市中心部と外海地区との地域間交流を促進する。

なお、近年増加傾向にある「体験型修学旅行」の受入体制の強化を図り、地域間における関係団体の連携を深め、旅行需要にきめ細かく対応する。

13. 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等に関する事項

(1) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等に関する方針

半島地域においては、人口減少・少子高齢化が深刻化している。一方、半島地域の生活空間としての魅力を背景として、人口密度の高い都市部から地方への関心が高まっている中、本県の魅力である半島地域の資源を活かしながら、移住促進の充実、関係人口の幅広い活用等による半島地域の活性化や人材の確保、行政と地域等の連携による地域で活躍する人材の育成などに取り組み、移住者数の拡大、若者定着、地域社会の担い手確保を図る。

(2) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成等を図るための対策

本県への移住・定住を促進するため、県及び県内21市町で連携し、移住の検討段階から地域への定着まで、移住を希望される方の視点に立ったきめ細かなサポートを行うとともに、移住顕在層の確実な取り込みや潜在層の掘り起こしのためのターゲットに応じた効果的な情報発信など、戦略的な移住施策を展開する。

また、移住希望者等に対する住まい確保支援、移住と連携した起業支援や雇用機会拡充支援のほか、移住コンシェルジュの活用や地域おこし協力隊ネットワークとの連携など定住対策の推進も図る。

さらに、市町と連携し、『リモートワーク in 長崎』として情報発信や相談対応を行うほか、市町のテレワーク等受入の支援を行う。また、デジタルノマドの誘致に向け、コミュニティマネージャーの育成など、地域の受入環境づくりを推進し、テレワークやワーケーションの受入促進、二地域居住の推進など関係人口の創出・拡大を図る。

14. 國土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する事項

(1) 災害防除の方針

地域の大部分が急傾斜地で、土砂災害警戒区域等も多く、地質的、地形的に災害を受けやすい条件にある本地域の振興を図るうえでの基礎的な条件として、災害防除対策を講じることも地域の重要な課題となっている。そのため、計画的な治水対策、土砂災害対策等による安全な地域づくりを推進する。

(2) 災害防除のための國土保全施設等の整備

土砂災害防止対策として、砂防堰堤、治山ダム、急傾斜地崩壊防止施設などの整備を進めるとともに、一部の地すべり地域においては、地すべり防止施設の整備を推進する。

また、治水対策として治水ダム、河川の整備を促進するとともに、決壊した場合に下流に人家や公共施設があり、人的被害を与える恐れがある防災重点農業用ため池の整備促進、高潮等の対策として、海岸保全施設の整備を推進する。

(3) 防災体制の強化

有事即応体制の強化を図るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制、防災関係機関や民間事業者等との連携体制の構築、近年の災害の課題を踏まえた各種訓練を実施する。

また、地域防災力の向上を図るため、市町による消防団活動の充実強化、特に若年層や女性への勧誘対策、事業所等との連携支援や自主防災組織の結成促進などに取り組む。

さらに、地域住民が一堂に会して、地域の地図を使用し、危険箇所や避難所などを確認しながら作成する「地域防災マップ・コミュニティタイムライン」を推進し、情報を共有することにより、地域コミュニティを基盤とした防災力の向上を図るとともに、地域住民への情報伝達手段である防災行政無線の整備と併せて防災情報メールやテレフォンサービスなどの多様な伝達手段の周知を図る。

(4) その他の半島防災の方策

半島における交通施設の災害対応力を強化するため、高規格道路「西彼杵道路・長崎南北幹線道路」の重点的な整備を推進する。また、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、野母崎宿線などの未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道、市道の強靱化を図る。さらに、高規格道路は、災害時に地域外からの支援活動を支える広域支援ルートとして活用されることから、高規格道路「長崎南北幹線道路及び長崎南環状線（新戸町～江川町工区）」の整備を推進する。

電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。

陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活

用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。

水道施設の耐震化については、水道事業者に対して、施設の耐震性能の把握とともに耐震計画の策定により計画的な整備とともに、地下水や雨水、再生水などの多様な水源の利用を働きかける。併せて、上水道、簡易水道施設等の耐震化を推進するため、水道事業者へ国の補助制度を活用した施設整備を働きかけていくとともに、水道事業に対する国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。

また、下水道施設等の老朽化対策・耐震化を促すとともに、下水道施設等が被災した場合においても、迅速かつ高いレベルで機能を維持・回復するため、下水道事業継続計画のブラッシュアップを促す。

ソフト対策としては、沿岸市町に対して、引き続き速やかなハザードマップ作成を働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。また、土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難確保計画や避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。

15. その他半島振興に必要な事項

(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定に関する方策

新興感染症発生時に、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、令和7年3月に改定した長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平時から、感染症法上の医療措置協定や検査措置協定の締結等により医療提供体制を構築し、自宅療養者の支援や感染症対策物資の確保を促進するほか、県による保健所や検査等の体制強化を図っていく。

(2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

地域コミュニティを維持し、地域住民が将来にわたって住み慣れた地域に住み続けていくことができるような社会を実現するため、地元自治体と連携しながら地域住民が主体となった活動の活性化を図る。

西彼杵地域半島振興計画に関する 重要業績評価指標（KPI）

令和●年●月

長崎県

重要業績指標（KPI）・目標一覧

重要業績指標（KPI）・目標		目標値
1	西彼杵地域の人口減少率	▲8.4% (R2 から R7 までの人口減少率) →▲6.2%未満 (R7 から R12 までの人口減少率) →▲6.0%未満 (R12 から R17 までの人口減少率)
2	西彼杵道路の新規事業化箇所数（累計）	0箇所 (R7) → 1箇所 (R12)
3	河川整備により被害が軽減される人家戸数（累計）	0戸 (R7) → 147戸 (R12)
4	人口 10 万人あたりの消防団員数	1,319 人 (R5) → 1,319 人 (R12)
5	自主防災組織力バー率	74.8% (R5) → 85.4% (R12)

※目標値が令和 12 年までの指標について、令和 12 年以降の目標値は長崎県総合計画及び長崎県国土強靭化地域計画の改定に合わせて設定予定。